病院局建設工事における指名競争入札実施要領

平成 27 年 5 月 1 日
病院局経営管理課

（趣旨）

第１条　この要領は、透明性、公平性、競争性の確保を図り、災害対応力の強化の観点から、地域の建設業者の育成を目的に実施する建設工事における指名競争入札について、宮崎県病院局財務規程（平成 18 年病院局企業管理規程第 15 号。以下「規程」という。）及び宮崎県病院局建設工事等電子入札実施要領（平成 19 年７月１日病院局経営管理課定め。以下「電子入札要領」という。）に定めるもののほか、指名競争入札参加者の指名基準その他必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領における用語の意義は、規程及び県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成 20 年宮崎県告示第 369 号。以下「資格要綱」という。）に定めるところによる。

（電子入札）

第３条　この要領による入札は、宮崎県建設工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。

（対象工事）

第４条　指名競争入札により契約を締結することができる建設工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる種類の工事で、予定価格が規程第 119 条第１号に定める額を超えるものかつ 3,500 万円未満のものとする。ただし、災害復旧工事に限り、土木一式工事並びにとび・土工・コンクリート工事のうち吹付工事及び落石防止網等工事で、予定価格が規程第 119 条第１号に定める額を超えるものかつ 8,000 万円未満のものを対象工事とすることができるものとする。

（１）　土木一式工事
（２）　とび･土工･コンクリート工事。ただし、次に掲げる工事に限る。
　ア　吹付工事
　イ　落石防止網等工事
　ウ　道路付属物工事（防護柵工事）
（３）　舗装工事
（４）　建築一式工事

（指名基準）

第５条　建設工事を発注する機関（以下「発注機関」という。）の長は、建設工事の契約に係る指名競争入札を実施しようとするときは、次に掲げる基準を満たす有資格業者の中から入札参加者の選定を行うものとする。

（１）　資格要綱第７条第２項の規定により、発注の標準となる建設工事の金額の区分に対応して等級区分を定めた建設工事（以下「等級付建設工事」という。）にあっては、当該建設工事に応じた等級に格付けされている有資格業者であること。

（２） 次に掲げる場合を除き、原則として、知事許可業者若しくは大臣本店許可業者（以下「県内建設業者」という。）又は準県内建設業者取扱要領（平成 20 年５月 19 日県土整備部管理課定め）に定める準県内建設業者であること。

ア　建設工事の規模及び技術的難易度等に照らし合わせ、対象となる県内建設業者及び準県内建設業者の数が競争性を確保する上で不足する場合

イ　県内建設業者及び準県内建設業者以外の者を指名するにつき、特別の理由があると認められる場合

（３） 経営及び信用の状況について、次に掲げる事項に該当するなど、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

ア　手形交換所において取引停止処分を受け、又は主要取引先からの取引停止等を受けた事実があること。

イ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者にあっては、当該手続開始決定後、資格要綱第７条に規定する入札参加資格に係る随時の審査による認定を受けていないこと。

ウ　民事執行法（昭和 54 年法律第４号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払いが不可能になったこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められること。

（４） 県が発注する建設工事の施工実績がある者にあっては、当該年度及び前年度の全ての工事成績が 60 点以上であること。

（５） 建設工事に係る設計業務等の受託者でないこと及び次に掲げる事項に該当する者でないこと。

ア　当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

イ　建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

（６） 安全管理について、労働基準監督署の命令に従わないなど、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

（７） 指名通知を行った日から契約が確定する日までのいずれの日においても、資格要綱第 10 条に規定する入札参加資格停止となっていないこと。

（８） 電子入札要領及び宮崎県電子入札運用基準（平成 22 年５月定め）に基づき、電子入札システムへの利用者登録を行っていること。

（９） 不誠実な行為がないこと。

２　発注機関の長は、前項の基準を満たす有資格業者の中から次に掲げる項目について評価を行い、評価の合計値の高い者から順に入札参加者として指名するものとする。

（１） 完成工事高の評価

（２） 地域特性

（３） 現場までの距離

（４） 県が発注した工事の受注状況

（５） 県が発注した工事の指名状況

（６） 雇用している技術者の評価

（７） 専門性の評価

（８） 防災協定への加入状況

（９） 建設機械の保有状況

(10)　工事成績
(11)　施工実績
(12)　社会貢献
(13)　県が発注した工事への参加意欲
(14)　県が発注した同種工事への入札参加実績

3　前項の規定による入札参加者として指名する者の間に、次の各号のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がある場合は、当該資本関係又は人的関係がある複数の者のうち評価の合計値の最も高い者のみを入札参加者として指名するものとする。

（1）　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

ア　子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合

イ　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（2）　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

（ア）　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

a　会社法第２条第 11 号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b　会社法第２条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c　会社法第２条第 15 号に規定する社外取締役

d　会社法第 348 条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

（イ）　会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

（ウ）　会社法第 575 条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

（エ）　組合の理事

（オ）　その他業務を執行する者であって、(ｱ)から(ｴ)までに掲げる者に準ずる者

イ　一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第 67 条第１項又は民事再生法第 64 条第２項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（3）　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札等に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4　発注機関の長は、複数の工事の入札参加者を同時期に選定する際に、当該複数の工事に係る入札参加者の全てが重複すると想定される場合にあっては、別に定める方法により、第２

項に規定する評価の合計値の高い者を当該複数の工事の件数に応じて組み合わせ、入札参加者として指名することができる。

５　発注機関の長は、等級付建設工事の入札参加者の選定に当たり、第７条の特例に該当するものとして当該建設工事に応じた等級の上位に格付けされた有資格業者に係る第２項の評価を行う場合は、入札参加者の選定の均衡を図るため、当該建設工事に応じた等級に格付けされた有資格業者の評価について、必要な調整を行うことができる。

（入札参加者数）

第６条　入札参加者の数は、10 者以上とする。ただし、特殊な技術又は特殊な機械器具等を必要とする対象工事である場合については、この限りでない。

（等級外指名の特例）

第７条　発注機関の長は、等級付建設工事の入札参加者の指名に当たり、次の各号のいずれかに該当する場合は、第５条第１項第１号の規定にかかわらず、当該建設工事に応じた等級の上位に格付けされた有資格業者を指名することができる。

（１）　災害復旧等に係る建設工事のうち、二次的な災害が発生するおそれがあるため短期間に施工しなければならない場合であって、当該建設工事に応じた等級に格付けされた建設業者だけでは十分な入札参加者数を確保することが困難である場合

（２）　建設工事の工法等について高度若しくは特殊な技術を有する場合又は特殊な機械器具等を必要とする場合

（３）　地域の建設業者の育成を通じて災害対応力の強化を図るため、病院局長が特に必要と認めた場合

（指名手続）

第８条　発注機関の長は、入札参加者を指名するときは、病院局条件付一般競争入札実施要領（平成 19 年５月１日病院局経営管理課定め）第 22 に規定する入札参加資格審査会の審査を受けなければならない。

２　前項の審査を受けようとするときは、入札参加者推薦書（別記様式第１号）及び入札参加者選定理由書（別記様式第２号）を入札参加資格審査会に提出するものとする。

（最低制限価格の設定等）

第９条　指名競争入札においては、病院局最低制限価格制度事務取扱要領（令和２年４月１日病院局経営管理課定め）に定める最低制限価格を設けるものとし、指名競争入札通知書にその旨を記載するものとする。

（指名通知）

第 10 条　発注機関の長は、指名する入札参加者を決定したときは、当該入札参加者に対して開札日の前日から起算してそれぞれ次に掲げる日までに、電子入札要領第４条に規定する指名競争入札通知書（以下「指名通知書」という。）により通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない理由があるときは、その期間を５日以内に限り短縮することができる。

（１）　予定価格が建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第５条の９第１項第３号に定める額以上の建設工事 15 日前（当該日数には宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第 22 号）第２条に規定する休日及び８月 13 日から８月 15 日までの日を含まない。以下日数の規定において同じ。）

（２） その他の建設工事　10 日前

２　前項各号の期間は、緊急やむを得ない理由があるときは５日以内に限り短縮することができる。

２　前項に定める期間の日数には、宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第 22 号）第２条に規定する休日及び８月 13 日から８月 15 日までの日を含まないものとする（以下日数の規定において同じ。）。

（入札説明書等に関する質問及び回答）

第 10 条の２　入札説明書等に関する質問は、指名通知日から開札日の前日から起算して３日前の日まで発注機関において宮崎県電子申請システムにより受け付けるものとする。

２　前項の質問締切日は、特に必要がある場合には、別に定める質問可能な日数を確保した上で、開札日の前日から起算して４日前の日又は５日前の日とすることができる。

３　質問に対する回答は、宮崎県公共事業情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載することにより行うものとする。

（指名されなかった理由の説明）

第 11 条　指名競争入札に付する建設工事と同一の発注機関の長が発注する同種の建設工事の入札参加資格を有する者のうち、当該指名競争入札に参加できる者として指名されなかったことに不服がある者は、宮崎県が発注する建設工事等における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領（平成 15 年８月１日総務部財政課、県土整備部管理課・技術企画課定め。以下「苦情処理要領」という。）に定めるところにより、指名結果が入札情報サービスにおいて公表された日の翌日から起算して５日以内に、発注機関の長に対して一次（二次）苦情申立書（苦情処理要領別記様式第１号。以下「苦情申立書」という。）により指名されなかった理由についての説明を求めることができる。

（入札の無効）

第 12 条　規程第 118 条において準用する規程第 107 条に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する入札は無効とする。

（１） 虚偽の申請を行った者のした入札

（２） この要領及び指名通知書等の規定に違反した者のした入札

（３） 契約の日までに第５条の基準を満たさなくなった者のした入札

（４） 工事費内訳書取扱要領の規定に違反した者のした入札

（５） 同一入札において第５条第３項に規定する資本関係又は人的関係がある複数の者のした入札

２　前項の規定により入札を無効としたときは、その旨を入札無効通知書（別記様式第３号）により通知するものとする。

（落札候補者の決定等）

第 13 条　開札（次条に規定する再度の入札に係る開札を含む。）の結果、予定価格の範囲内で、無効とされた者を除き、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格で入札した者を落札候補者とする。

２　前項の最低価格で入札した者が２者以上ある場合においては、当該価格で入札した者（以

下「同価入札者」という。）による電子入札要領第 19 条に規定するくじにより落札候補者を定める。

3　発注機関の長は、落札候補者について入札参加資格の確認（以下「資格確認」という。）を行った上で、落札者の決定を行うものとする。

（再度の入札）

第 14 条　発注機関の長は、予定価格を入札前に公表しない場合において、初回の入札に係る開札の結果、落札者となるべき者がいなかったときは、初回の入札に参加した者（無効とされた者を除く。）による再度の入札（以下「再度の入札」という。）を直ちに実施するものとする。

2　再度の入札の回数は、1回とする。

3　再度の入札においても落札者となるべき者がいなかったときは、予定価格を超えた応札のうち最低入札価格と予定価格との差が僅少の範囲にあるときに限り、最低価格で入札した者と随意契約により、予定価格を超えない範囲で契約を締結することができる。

4　発注機関の長は、前項に規定する随意契約をしようとする場合は、契約の相手方としようとする者（以下「随意契約候補者」という。）の資格確認を次条の規定に準じて行うものとし、資格確認の結果、随意契約候補者が入札参加資格を満たすことが認められたときは、契約の相手方として決定するものとする。

5　発注機関の長は、資格確認の結果、随意契約候補者に入札参加資格がない場合は、当該随意契約候補者に第 16 条第２項の規定に準じて通知するものとする。この場合において、入札参加資格がないとされた随意契約候補者の次に低い価格で入札した者の入札価格と予定価格との差が僅少の範囲にあるときは、その者と随意契約により契約を締結することができる。

6　第４項の規定は、前項後段の規定により契約を締結する場合に準用する。

（入札参加資格の確認）

第 15 条　発注機関の長は、落札候補者の資格確認を行うため、入札参加資格確認申請書（別記様式第４号。以下「確認申請書」という。）及び次に掲げる入札参加資格確認資料（以下「添付資料」という。）の提出を求めるものとする。ただし、当該落札候補者が入札参加資格を満たしていないことが明らかな場合は、提出を求めないものとする。

（1）　同種工事施工実績調書（別記様式第５号）（指名通知書において条件を付した場合に限る。）

（2）　主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書（別記様式第６号）

（3）　その他指名通知書において提出を求める書類

2　前項各号に掲げる添付資料については、発注機関の長が第５条第２項各号に掲げる項目からあらかじめ確認できる場合は、省略することができる。

3　確認申請書及び添付資料（以下「確認申請書等」という。）の提出は、発注機関の長が提出を指示した日の翌日から起算して２日以内に落札候補者が発注機関に持参、送付（郵便書留など配達の記録ができるものであって、発注機関の長が提出を指示した日の翌日から起算して２日以内の消印のものに限る。）又は電子入札システムにより行うものとする。ただし、落札候補者となった者が、既に他の建設工事又は建設関連業務における落札者又は落札候補者であるために当該入札に係る契約の内容に適合した履行ができないと判断する場合及び配置予定技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等により必要な技術者を配置することができなくなった場合には、発注機関に連絡するとともに、当該確認申請書等に代えて入札参加資格確認辞退届（別記様式第７号）を提出するものとする。

４　提出期限の翌日以降は、確認申請書等の修正及び再提出は認めない。ただし、発注機関の長が指示した場合は、この限りでない。
５　落札候補者が提出期限までに確認申請書等を提出しない場合又は資格確認のために発注機関の長が行う指示に従わない場合は、当該落札候補者がした入札は無効とする。
６　資格確認は、確認申請書等が提出された日の翌日から起算して２日以内に行うものとする。ただし、資格確認に疑義が生じた場合は、この限りでない。

（労務費ダンピング調査）
第15条の２　発注機関の長は、前条に規定する入札参加資格の確認時に、落札候補者に対して、工事費内訳書取扱要領に定めるところにより、入札金額に適正な労務費が確保されているか否かについての調査を行うものとする。

（落札者の決定）
第 16 条　発注機関の長は、資格確認の結果、落札候補者が入札参加資格を満たす場合には、当該落札候補者を落札者として決定し、電子入札要領第 18 条に規定する落札決定通知書により入札参加者に通知するものとする。
２　発注機関の長は、資格確認の結果、落札候補者が入札参加資格を満たさない場合（前条第１項ただし書きにおいて確認申請書等の提出を求めなかった場合を含む。）には、入札参加資格確認結果通知書（別記様式第８号）により入札参加資格がないとした理由を付して通知するとともに、当該理由について説明を求めることができる旨を教示するものとする。

（落札決定の取消し）
第 17 条　発注機関の長は、落札者として決定した者が入札参加資格を満たさないことが判明した場合においては、当該落札決定を取り消し、その者に対して落札決定取消通知書（別記様式第９号）により入札参加資格がないとした理由を付して通知するとともに、当該理由について説明を求めることができる旨を教示するものとする。
２　落札決定を取り消した場合で、次条第１項に規定する次順位者以降の者を落札者として決定するときは、入札参加者に対して落札決定通知書に当初の落札決定を取り消した旨を付して通知するものとする。ただし、他に落札者となるべき者がいないときは、落札決定取消通知書（入札参加資格がないとした理由を除く。）により通知するものとする。

（次順位者の資格確認）
第 18 条　発注機関の長は、落札候補者又は落札者の入札を無効とした場合、落札候補者に入札参加資格がない場合又は落札者として決定した者の落札決定を取り消した場合は、入札を無効とされた者、入札参加資格がない者又は落札決定の取消しを受けた者（以下「無効者等」という。）以外で同価入札者がある場合にあっては当該同価入札者を、同価入札者がない場合にあっては予定価格の範囲内で無効者等の次に低い価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札候補者として、資格確認を行うものとする。この場合において同価入札者が２者以上いるときは、当該同価入札者による電子入札要領第 19 条に規定するくじにより落札候補者を定めるものとする。
　なお、次順位者の資格確認に当たっては、第15条の２の規定を準用する。

２　前項の規定による資格確認は、無効者等に第 16 条第２項及び第 17 条第１項に規定する通知をした日から行うことができる。

（入札参加資格がないとした者に対する理由の説明）

第19条　第16条第２項の規定による入札参加資格確認結果通知書又は第17条第１項の規定による落札決定取消通知書（以下「結果通知書等」という。）を受理した者は、苦情処理要領に定めるところにより、当該通知を受理した日の翌日から起算して２日以内に、発注機関の長に対して苦情申立書により入札参加資格がないとされた理由についての説明を求めることができる。

２　発注機関の長は、前項の苦情申立書を受理したときは、苦情処理要領に定めるところにより、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して２日以内に、当該説明を求めた者（以下「苦情申立者」という。）に対して回答するものとする。

３　前項の回答を行うに当たり、苦情申立者に入札参加資格があると認める場合には、当該入札に係る入札参加資格を審査した入札参加資格審査会を経て、結果通知書等を取り消すとともに、苦情申立者を落札者として決定し、落札決定通知書により通知するものとする。

（苦情申立てに伴う対応）

第20条　第18条の規定による次順位者の資格確認中に前条の苦情申立書を受理したときは、資格確認を中断するものとする。この場合において、資格確認を中断している期間は、第15条第６項の資格確認の期間から除くものとする。

２　前項の規定により次順位者の資格確認を中断したときは、中断した旨を入札参加資格確認中断通知書（別記様式第10号）により、次順位者に通知するものとする。

３　第１項の苦情申立書について、前条第３項の規定により苦情申立者の入札参加資格が認められたときは、次順位者に対する資格確認を中止するとともに、中止した旨を入札参加資格確認中止通知書（別記様式第11号）により次順位者に通知するものとする。

４　第１項の苦情申立書について、苦情申立者の入札参加資格が認められなかったときは、次順位者に対する資格確認を再開するとともに、再開した旨を入札参加資格確認再開通知書（別記様式第12号）により次順位者に通知するものとする。

（費用の負担等）

第21条　第15条に規定する確認申請書等並びに第11条及び第19条に規定する苦情申立書（以下「提出書類」という。）の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

２　提出書類は、入札参加資格確認以外の目的に使用しないものとする。

３　提出書類は、返却しない。

４　前３項の規定は、入札が中止された場合に準用する。

（入札結果の公表）

第22条　本要領に基づき入札に付した建設工事については、建設工事等の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する事項の公表要領（平成19年４月１日県土整備部管理課・技術企画課定め）に基づき、入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する事項を公表するものとする。

附　則

（施行期日）

この要領は、平成27年５月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、平成 28 年４月１日から施行し、施行の日以降に指名通知を行うものから適用する。

２　この要領の施行前に指名通知を行ったものの取扱いについては、なお従前の例による。

附　則

１　この要領は、平成 30 年 10 月１日から施行し、施行の日以降に指名通知を行うものから適用する。

２　この要領の施行前に指名通知を行ったものの取扱いについては、なお従前の例による。

附　則

１　この要領は、令和元年 12 月２日から施行し、施行の日以降に指名通知を行うものから適用する。

２　この要領の施行前に指名通知を行ったものの取扱いについては、なお従前の例による。

附　則

１　この要領は、令和２年４月１日から施行し、施行の日以降に指名通知を行うものから適用する。

２　この要領の施行前に指名通知を行ったものの取扱いについては、なお従前の例による。

附　則

１　この要領は、令和４年３月１日から施行し、施行の日以降に指名通知を行うものから適用する。

２　この要領の施行前に指名通知を行ったものの取扱いについては、なお従前の例による。

附　則

この要領は、令和４年８月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年 10 月１日から施行し、施行の日以降に指名通知を行うものから適用する。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年１０月１日から施行し、施行の日以降に指名通知を行うものから適用する。